

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	観光事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
種 類	包括外部監査
監査実施年度	平成19年度
提 出 日(最新提出日)	平成27年3月31日
担 当	商工観光部 商工観光政策課

指 摘 事 項	措 置 状 況	
<p>II. 岐阜城について</p> <p>(1) 収支状況</p> <p>(ア) 採算性について (監査の結果)</p> <p>城郭運営は概ね収支均衡の状態にあると推定できるが、平成9年の大改修における約3億円の資本的支出を考慮すると採算がとれていることにはならない。仮に50年で均等に回収するとした場合、毎年6百万円の収支黒字を計上しなければならない。そのため、入場者数増加に向けた施策のほか、委託料や報酬といった人件費の削減にも努力する必要がある。</p>	<p>平成19年度以降、岐阜城の入場者は総じて増加しており、平成25年度の入場者数は233,691人と、20年ぶりに23万人を超え、城郭入場料収入も増加している。また、平成26年度は、岐阜市内共通入場券事業に参画するなど、更なる入場者数の増加に向けた取り組みを行っている。</p> <p>現在の運営形態での委託料・人件費の削減は、利用者サービスの低下につながるため厳しいと考えるが、これまで、負担金や使用料の削減などに取り組んできており、今後も継続的に全体の経費削減に努める。</p> <p style="text-align: right;">(平成27年4月13日)</p>	
	経費節減効果	
<p>(ウ) 人件費の圧縮について (監査の結果)</p> <p>現在、資料館を含む岐阜城の運営に携わっている人員の数は3名と若干の清掃員であるが、その一人である嘱託職員にも入場券販売の業務を兼ねさせることによって、入場券販売員一人分の人件費の圧縮を図るべきである。なお、観光客への歴史説明については、まちなか博士を活用するなど、ボランティアを募集することも有効であると思われる。</p>	<p>専門知識を有する嘱託職員は、副館長として展示物や施設全体の運営管理を統括する業務を担っており、現在の人員配置は、城全体の業務の量・内容に応じた必要最低限の配置状況であると考えられる。</p> <p>従って、現在の運営形態での人件費の圧縮は厳しいと考えるが、これまで、負担金や使用料の削減などに取り組んできており、今後も継続的に全体の経費削減に努め、適切な施設運営を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(平成27年4月13日)</p>	
	経費節減効果	